

(検査員)

「記入方法」	該当する項目の□にレベルを記入する。	a		a'		b		b'		c		d		e	
「検査項目」	「検査項目」	a		a'		b		b'		c		d		e	
3. 出来形及び出来ばえ		□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。		□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。		□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。		□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。		□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。		□ 出来形関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。		□ 出来形関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	
I. 出来形		●評価対象項目 □1) 出来形管理図表(測定基準に「寸法表示箇所」または「測点毎」と記載された測定項目を含む)及び工事完成図が、過不足なく整理されていることが確認できる。 □2) 出来形管理の結果が、施工計画書に設定した自社施工管理基準を管理点数の8割以上で満足していることが確認できる。 □3) 写真管理基準の管理項目及び管理点数が基準を満足している。 □4) 不可視部分の出来形が、写真で確認できる。 □5) 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □6) その他													
① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ □1)の「寸法表示箇所」と記載された測定項目とは、堰堤工、橋台躯体工、橋脚躯体工などの設計図面の寸法表示箇所のことである。 ⑤ □1)の「測点毎」と記載された測定項目とは、護岸工・流路工の幅(W1・W2)など、横断面図等に寸法表示がなくても管理すべき測定項目のことである。 ⑥ □1)において、道路改良工事に必要な測定項目(W1・W2・W3)を管理していない場合は評価しない。 ⑦ □4)で評価する不可視部分の写真とは、特記仕様書や出来形写真管理一覧表の写真管理項目に該当する写真のことであり、これ以外の写真については、設計図面に寸法表示があっても評価対象としないものとする。評価対象が無い場合は項目削除とする。 ⑧ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑨ 5)については、新工種における特殊工事で、技術的根拠を基に監督員と協議の上新たに管理基準を設けた場合に限定して評価する。 新工種でも他の規格値を準用した場合は評価しない。															